住所　福島県石川郡平田村大字上蓬田字横森前100番地
楊東穎　昭和54年10月17日生
住所　名古屋市緑区鳴子町２丁目83番地
ヒリザベス・アドラレス・ウカイ　昭和39年８月30日生
住所　東京都大田区久が原４丁目35番14号
ピーター・アレクサンダー・アンサ・オワンス　昭和34年１月７日生
ドリンダ・ナナ・オワンス　平成17年３月７日生
住所　東京都北区浮間３丁目１番24―1208号
モハメド・ムルシド・ミヤ　昭和40年７月９日生
住所　東京都世田谷区奥沢１丁目56番７号
烏郁明　昭和27年５月２日生
住所　埼玉県熊谷市石原90番地16
劉鳴飛　平成４年10月12日生
住所　埼玉県東松山市大字高坂875番地１
グヒン・ホアン・ニュツ　平成４年８月31日生
住所　奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺南２丁目７番19―402号
劉懐徳　昭和55年３月12日生
住所　奈良市東九条町698番地14
王穎瑩　昭和50年11月15日生
住所　東京都新宿区歌舞伎町２丁目19番11―501号
金紅花　昭和54年２月25日生
住所　横浜市神奈川区神大寺４丁目13番29号
潘忠亮　平成４年８月30日生
住所　静岡県藤枝市光洋台19番地７
ダニヒル・オマール・レイヒス・キナ　昭和49年２月１日生
住所　群馬県伊勢崎市境三ツ木234番地４
ロザーナ・ヒサヒ・クサバ　昭和44年２月27日生
住所　神戸市須磨区菅の台７丁目36番地11
胡振乾　昭和30年12月11日生
住所　神戸市垂水区神和台３丁目20番地15
高暁楓　昭和58年８月18日生
住所　兵庫県尼崎市武庫町２丁目３番10号
曽永翔　昭和57年７月９日生
住所　兵庫県尼崎市上坂部２丁目36番１―602号
元在運　昭和52年６月20日生
住所　兵庫県高砂市米田団地９番110号
朱暁萌　平成元年12月１日生
住所　大阪市東成区東小橋２丁目11番13号
孫為華　昭和55年10月１日生
住所　大阪市生野区中川５丁目４番33号
金加津美　昭和40年10月28日生
李美咲　平成７年５月11日生
李杏香　平成９年１月１日生
住所　大阪市北区長柄東２丁目３番27―303号
呂巍　昭和55年６月21日生
住所　大阪市西区九条南３丁目30番10―908号
何巍巍　昭和58年１月５日生
住所　大阪市港区弁天３丁目７番５号
林由紀子　平成３年11月28日生
林良輝　平成５年１月13日生
住所　大阪市住吉区苅田３丁目13番12―510号
曲立平　昭和48年１月12日生
住所　大阪市西成区天下茶屋１丁目６番24―605号
權美子　昭和56年７月28日生
住所　東京都墨田区東向島６丁目60番４―203号
邢駿　昭和47年２月22日生
住所　東京都葛飾区白鳥４丁目８番７号
陳昌浩　昭和43年10月27日生
陳子墨　平成16年２月15日生
住所　東京都豊島区池袋２丁目60番７号
王建軍　昭和56年３月18日生
住所　京都府八幡市男山弓岡３番地
李惠青　昭和46年４月９日生
住所　京都府綴喜郡井手町大字多賀小字東北河原７番地
張鵬晃　昭和60年６月26日生
住所　長崎県大村市富の原２丁目565番地１
楊蓉　昭和34年１月23日生
住所　東京都昭島市上川原町３丁目11番17号
王麗麗　昭和57年９月７日生
住所　東京都三鷹市上連雀６丁目21番17―502号
程少萍　昭和31年10月15日生
住所　愛知県新城市野田字上市場26番地２
セサル・アキラ・マヒサカ・ツネシゲ　平成４年４月14日生
住所　名古屋市北区大曽根１丁目４番16号
李佳　昭和36年８月22日生
住所　愛知県春日井市稲口町４丁目19番地８
南美穂　昭和48年８月16日生
南真理　昭和53年６月６日生
住所　名古屋市天白区古川町23番地
金郁代　昭和22年10月25日生
住所　東京都豊島区長崎１丁目18番19号
スレイマン・ジュバル・キスペ・ヒラオカ　昭和61年12月19日生
住所　東京都江戸川区北葛西５丁目12番１―1308号
柳大成　昭和59年５月25日生
住所　東京都板橋区板橋３丁目40番16号
梁信彦　昭和43年10月８日生
住所　東京都目黒区中根２丁目２番13―308号
鄭浩司　昭和46年４月８日生

○外務省告示第三百四号

平成二十五年八月二十八日にスバ（フィジー）で、ナウル共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がナウル共和国政府との間に行われた。

１　わが国の援助の目的及び内容　経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する次の２及び３に掲げる物及び役務を購入するための資金の贈与

２　生産物及び役務を購入するための資金の贈与

３　贈与額　一億円

日本側署名者　在ナウル大使（フィジーに兼轄）　小嶋英一

ナウル側署名者　ナウル公共事業通信大臣兼ナウル鉱石採掘権信託公社大臣　シャドログ・ベルニック

平成二十五年九月十二日

外務大臣　岸田　文雄

○農林水産省告示第二千四百三十七号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の六第一項の規定に基づき、特定非営利活動法人高知県有機農業認証協会が認定に関する業務を行う事業所について、平成二十五年七月二日をもってその所在地を次のとおり変更する届出があったので、同条第二項の規定に基づき公示する。

平成二十五年九月十二日

農林水産大臣　林　芳正

変更前の所在地	変更後の所在地
高知県香美郡土佐山田町宝町二丁目四番地の三	高知県香美郡土佐山田町宝町二丁目四番地の三十六

○農林水産省告示第二千四百二十八号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の六第一項の規定に基づき、特定非営利活動法人島根有機農業協会が認定に関する業務を行う事業所について、平成二十五年八月一日をもってその所在地を次のとおり変更する届出があったので、同条第二項の規定に基づき公示する。

平成二十五年九月十一日

農林水産大臣　林　芳正

変更前の所在地	変更後の所在地
島根県本庄町大字新庄字川向一番地	島根県松江市学園南一丁目二番十号

○農林水産省告示第二千四百三十八号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の六第一項の規定に基づき、特定非営利活動法人高知県有機農業認証協会が認定に関する業務を行う事業所について、平成二十五年七月二日をもってその所在地を次のとおり変更する届出があったので、同条第二項の規定に基づき公示する。

平成二十五年九月十一日

農林水産大臣　林　芳正

変更前の所在地	変更後の所在地
三重県四日市市大字小向字東山一万二千三百四十番地	三重県四日市市大字高角字東山一万二千三百四十番地

○農林水産省告示第二千四百三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年九月十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

宮崎県小林市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

１　主伐に係る伐採種は、定めない。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、それぞれの図面及び関係書類を宮崎県庁及び小林市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千四百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年九月十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

宮崎県えびの市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

１　立木については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

２　えびの市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

変更前の所在地	変更後の所在地
百六十六番地	百六十六番地の事業所
島根県邑智郡一美郷町粕渕	島根県邑智郡五美郷町粕渕